

その他

提案事項名	該当頁
1 行政書士の登録における事務所基準の撤廃を	………… 1
2 鳥獣被害に対する狩猟期間の通年設定	………… 1

規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容等及び提案理由	提案主体名(会社名・団体名等)	制度の所管官庁
1	7月23日	8月22日	行政書士の登録における事務所基準の撤廃を	<p>行政書士の国家試験に合格した者は日本行政書士連合会に登録をすることにより行政書士として仕事をすることができる。この登録の申請は、各都道府県の行政書士会を経由しておこなうことになっているが、当該行政書士会は「事務所設置指導基準」等の事務所に関する基準を設け、この基準に適合する事務所を設置することを登録の要件としている。なお、基準の名称は各行政書士会ごとに異なり、たとえば、大阪行政書士会は「行政書士の事務所について」という名称。事務所基準には、以下のようなことが定められている。(1)事務所は、不特定多数人に認識され、その依頼に応じられるよう適当な場所に設置しなければならないこと、(2)事務所の防火及び消火の設備を確保するよう努めなければならないこと、(3)事務所の内外装は、品位を保持しうるよう配慮しなければならないこと、(4)接客スペース及び事務スペースがあること、など。また、備え付ける備品として以下が指定されている。(1)事務用机・椅子、(2)書類等保管庫(容易に移動できないもの、鍵がかかるもの)、(3)固定電話、プリンター、FAX、コピー機等、(4)パソコン・ワープロ等、(5)用紙、事務用品等収納庫または収納棚、(6)業務用図書および図書棚。</p> <p>このような事務所基準はあまりにも要求が厳しすぎて、自宅を事務所として開業することをほぼ不可能にしている。また、初期費用が多額にのぼり開業を困難にしている。これでは、行政書士としてユニークなアイデアでサービス提供しようという意欲ある新規参入者を事実上排除している。なお、わたしが知る限りにおいては、弁護士登録やその他の士業の登録でこのような事務所基準が設けられている例はないと思う。この事務所基準は、行政書士法第8条を根拠としているように推測されるが、当該8条は単に行政書士は「その業務を行うための事務所を設けなければならない」と規定しているだけ。事務所基準は行政書士法を逸脱したものであり、法的に問題があるように思う。事務所基準は撤廃していただきたいと思う。</p>	個人	総務省
2	7月26日	8月22日	鳥獣被害に対する狩猟期間の通年設定	<p>現在冬季に設定されている狩猟期間を、比較的安全性の高い囲いわな及び箱わなについては、都道府県が策定する特定鳥獣保護管理計画(以下「計画」)に基づき、通年設定できるよう規制を緩和する。</p> <p>【支障事例】 現在の狩猟期間は11/15～2/15で、イノシシ、シカについては計画により11/1～3/15に設定されているが、計画による狩猟期間の延長は、鳥獣保護法で定める期間(10/15～4/15)を越えることはできない。 年中捕獲を行う必要のあるイノシシやシカについては、狩猟期間外は個別の被害に応じて有害鳥獣捕獲の許可を要するため、被害への迅速な対応ができない。</p>	愛媛県	環境省